

岩見沢商工会議所だより

'20.3

No.457

発行所／岩見沢商工会議所
 岩見沢市1条西1丁目
 TEL22-3445 FAX22-3441
 URL <http://www.iwamizawacci.or.jp/>
 e-mail info@iwamizawacci.or.jp

令和元年度第七回 常議員会開催

二月十日、常議員会を開催し十五名が出席しました。常議員会の報告事項は次の通りです。

■報告事項

報告第一号 各委員会からの報告について

【総務委員会】

一月二十三日に総務委員会を開催し、一月十日に開催した「新春会員交流会」について協議をした。また、新商工会議所会館について、全国の事例などを調査しながら協議をした。

【商業委員会】

十一月十三日に商業委員会を開催した。今期の課題として中心市街地の活性化、キャッシュレス決済対応への取り組み、JR室蘭線の活用などを取り組んでいく。

【工業委員会】

十二月五日に工業委員会を開催した。前期に引き続き人手不足の解消という大きな

テーマのもと、働き方改革、外国人労働者、IoT、AI活用など協議をしていく。

【中小企業委員会】

一月二十七日に中小企業委員会を開催した。北海道経済産業局を招き各種補助金について説明を受けた。また、三月四日と十八日にセミナーを開催する。(感染症予防のためセミナーは中止)

【都市問題委員会】

十二月二日に金融交通不動産部会役員会と合同で会議を開催した。今後の課題として、新幹線の札幌以北延伸や室蘭線の利活用について協議をした。

報告第二号 岩見沢プレミアム

建設事業の状況について
 発行総額六億九五〇万円。
 購入者八五六件。次年度に向け実行委員会を開催し、協議をしている。

報告第三号 令和二年岩見沢

商工会議所新春会員交流会報告について
 出席者数は来賓十九名、会員一六四名の合計一八三名。登録者数は二四四名。剰余金九二、七二七円については商工会議所へ繰入。

第30回 I W A M I Z A W A ドカ雪まつり

盛会に終了!

(一)社岩見沢市観光協会より

「第三十回 I W A M I Z A W A ドカ雪まつり」が、二月十五日(土)・十六日(日)の二日間、岩見沢駅東市民広場公園にて開催されました。今年のだか雪まつりのテーマは「ドカ雪まつり二〇二〇 目指せ令和最初の金メダル」。

皆さんに楽しんでいただけたでしょう、実行委員全員で一丸となつて取組んでまいりました。今年も陸上自衛隊岩見沢駐屯地の隊員の皆様には、立派なメインステージ兼大型すべり台を制作して頂き、感謝申し上げます。開催期間中は天候に恵まれ、多くの皆様にお越し頂きました。毎年恒例となつている『ジャンボかるた取り』や『ふれあい動物園』はもちろんの事、新企画の『駆けまわれ! ウィンターチャレンジ二〇二〇』にも受付開始から、多くのチビっ子たちが参加し、大変賑わっております。



また、『人間ばんば選手権』は昨年よりも二チーム増え、十二チームが接戦を繰り広げました。時折、風が強くなる場面がありました。ドカ雪まつりの風物詩となつている『キジ鍋』や『豚汁』、『自衛隊特製カレー』の無料配布で、皆様に温まって頂いたのではと感じております。さらに、『自衛隊音楽まつり』や、商店街でのクイズラリーが開催されるなど、会場周辺が一体となつてイベントを盛り上げました。結びに「I W A M I Z A W A ドカ雪まつり」開催にあたり、ご協賛、ご支援、ご協力を頂いた各団体、企業様に心より感謝と御礼を申し上げます。

感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「こまめな手洗いとアルコール消毒」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。職場やご家庭での予防に努めていただくようお願いいたします。当所では、新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置しましたので、お気軽にご相談ください。

主な事業者向け相談窓口や支援制度については下記よりご確認ください。

北海道	中小企業向け相談窓口及び融資制度について ☎011-204-5346 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/korona.htm
日本政策金融公庫	相談窓口・主な融資制度 ☎011-726-4221 https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html
北海道信用保証協会	「緊急短期資金保証制度」の取り扱いについて ☎0120-279-540 http://cgc-hokkaido.or.jp/news/?p=1709

厚生労働省のHPでは主なQ & Aを事業者向け、労働者向けに掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



「とらなみチューリップフェア ホームページ」<http://fair.tulipfair.or.jp/>をご覧ください。

一月二十三日(木)、米原嘉孝砺波商工会議所副会頭をはじめとする「富山県砺波市交流使節団」が来所されました。プリンセスチューリップの中島緑さんから、松浦会頭へ花束の贈呈があり、四月二十二日から開催される、国内最多七百品種、三百万本のチューリップが咲き誇る『三〇二〇とらなみチューリップフェア』のPRがありました。砺波市とは、明治二十六年に富山県から栗沢町砺波地区に入植・開墾したことが縁で、交流が続いています。

砺波市交流使節団来所



岩見沢警察官友の会 事務局
Tel 〇一二六―二二―三四四五
《お問い合わせ先》

去る二月七日、岩見沢警察署に於いて「冬季特別術科訓練納会」が開催され、岩見沢警察官友の会新谷副会長が来賓として招かれました。今年は一月二十七日から冬季特別術科訓練が行われており、最終日に警棒対短刀の逮捕術個人戦が行われ、各課精鋭の十名が力と技をぶつけあい、今冬の成果を發揮しました。岩見沢警察官友の会では、社会の安寧秩序を守り日夜治安維持のために活躍されている警察署員の方々の支援、市民の理解と協力を深め、相互の親睦をはかるための事業を行っております。新会員の募集も行っておりますので、詳しくは事務局までお問い合わせください。

岩見沢警察署 冬季特別術科訓練納会

～3月、4月の会議所行事予定～

商工会議所で予定されている講習会、相談会、検定日程等の行事をお知らせします！(3月10日現在)なおホームページでは、新情報を随時更新しています。
<http://www.iwamizawacci.or.jp/>

3月17日(火) 会員向け無料労務相談	4月6日(月) 第155回日商簿記検定試験申込受付開始
18日(水) 会員向け無料法律相談	14日(火) 会員向け無料労務相談
	15日(水) 会員向け無料法律相談
	20日(月) 第219回日商そろばん検定試験申込受付開始
3月17日(火)、18日(水)のパソコン講習会、18日(水)のITツールセミナー、28日(土)、29日(日)のリフォームフェアは中止となりました。	

ご入会ありがとうございます
ございます



紹介

新入会員

十一月二十日、

一月三十日受付分

■大和塗装工芸

代表者…佐藤 初男

住所…日の出台八丁目十三十四

(業種…塗装工事業)

■(株)星野宮繕企画

代表者…星野 祐哉

住所…一条西八丁目一五

(業種…一般土木建築工事業)

■(株)LK1

代表者…山本 司

住所…東山五丁目十番五号

(業種…保険媒介代理業)

■(有)ケイトプランニング

代表者…仁志 紘一

住所…四条西十三丁目十五

(業種…不動産賃貸業・管理業)

■(株)レイズ

代表者…余湖 久智

住所…二条西三丁目三番二号

三共ビル一階

(業種…老人福祉、介護事業

(訪問介護事業を除く)

(敬称略)

商工会議所のサービスをご利用ください!

金融相談

労務相談

法律相談

税務・経理指導

共済制度

各種保険制度

会員交流会

講習会・セミナー

など、いろいろ
あります!

岩見沢商工会議所 新会員募集中!

岩見沢商工会議所は、地域の総合経済団体として、地区内商工業者の声を取りまとめ、国や北海道、岩見沢市等へ要望・提言活動を行っています。
より多くのご意見・ご要望を集約するため、岩見沢商工会議所では、新会員を募集中です。

お問い合わせはお気軽に岩見沢商工会議所まで! (TEL:0126-22-3445)

雇用保険制度の一部が変わります

令和2年度より

高年齢被保険者の雇用保険料は免除されておりましたが、64歳以上の労働者についても雇用保険料が発生します。

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者*に関する雇用保険料は免除されていました。
高年齢労働者*も令和2年4月分給与から一定比率負担いただくこととなります。

令和2年4月1日からは高年齢労働者*についても、ほかの雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。

(※) 保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

平成三十一年度(令和元年度) 岩見沢 プレミアム建設券 事業報告

■プレミアム建設券事業概要

岩見沢プレミアム建設券事業は、岩見沢市の支援を頂き、平成二十七年から岩見沢市内の経済の好循環と岩見沢市民の住宅環境改善の促進を図るために実施しています。平成三十一年度は、発行総額六億九千九百五十万円(当初発行総額五億九千九百五十万円)、プレミアム率は十五%、一口五万円(額面五万七千五百円)、岩見沢市民のみが購入でき、自身が居住する建物の改修等に使用できます。

■実績

購入件数は八五六件となり、建設券を利用した工事の総工事は約十一億四千七百万円となっております。取扱事業者の登録数は二〇一事業者となりました。

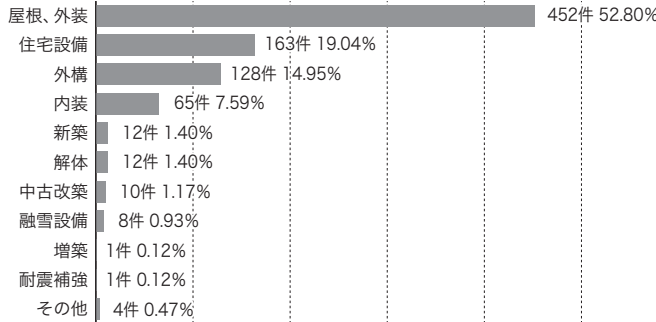
■購入者アンケート調査

建設券を活用して実施した工事等について、購入者アンケート調査を実施しました。

対象は購入した市民八五六人で、回収率は一〇〇%です。

①工事種別件数
「屋根、外装」が最も多く四五二件(五二・八〇%)、次いで「住宅設備」の一六三件(一九・〇四%)、「外構」の一二八件(一四・九五%)となっています。

工事種別件数



②工事を行ったきっかけ

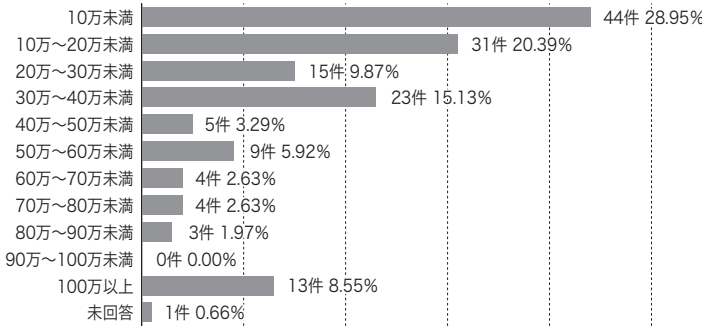
「建設券がきっかけで工事する」六八八件(八〇・三七%)
「建設券がきっかけで市内業者に依頼する」六九二件(八〇・八四%)

③建設券をきっかけとする

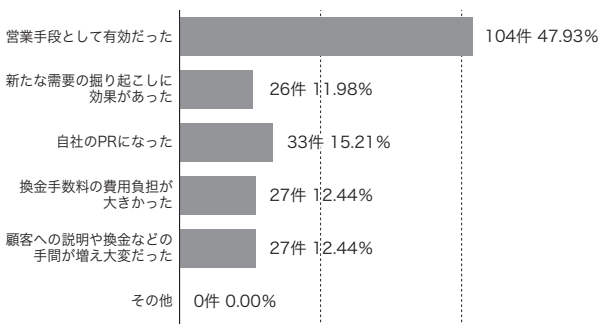
設備をより良いものにした工事または追加工事

・「あった」一四三件 (一六・七一%)
・「なかった」六七〇件 (七八・二七%)
・「わからない」四三件 (五・〇二%)
④「追加工事等があった」一四三件の内訳 (工事箇所一五二件)
十万円未満の追加工事が四四件と最も多かった。また、一〇〇万円以上の追加工事は一三件となった。

追加工事金額別内訳



事業参加による感想



②前年度と比較した際の変化について(増加した)と回

答した件数)

・見積依頼件数：七十二件 (四四・四四%)
・工事着工件数：六六件 (三四・五七%)
・新規顧客獲得件数：三九件 (二四・〇七%)
・売上高：四七件 (二九・〇一%)
・利益：五〇件(三〇・八六%)

■経済波及効果について

建設券事業による経済波及効果については、新規に誘発された消費による経済波及効果として十四・七七億円、建設券事業全体による経済波及効果は二一・五三億円と算出しました。

■令和二年度岩見沢プレミアム建設券事業について

購入者である市民や登録事業者からは事業の継続を望む声が多くあったことから、令和二年度についても岩見沢市に対して支援要請を行い、準備を進めております。内容が決定次第、前回ご参加いただいた建設関連事業者の皆様にご連絡いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

「日商LBOO調査」
(早期景気観測)

【二月調査結果のポイント】

一月の全産業合計の業況DIは、▲二六・八(前月比プラス二・六ポイント)。都市部の再開発を中心とする民間工事が堅調な建設業や、米中貿易摩擦・中国経済減速の影響があるものの、半導体関連に持ち直しの動きが見られ始めた製造業に加え、年末年始の長期連休により好調なインバウンドを含む観光需要の恩恵を受けたサービス業、小売業の業況感が改善した。一方、根強い消費者の節約志向や記録的な暖冬による冬物商材の不振、深刻な人手不足や人件費の上昇、原油価格の行方、世界経済の先行き不透明感を指摘する声も多く、中小企業の業況改善に向けた動きは力強さを欠いている。

先行き見通しDIは、▲二六・九(今月比▲〇・一ポイント)。個人消費拡大やインバウンドを含めた観光需要拡大、補正予算など経済対策への期待感がうかがえる。一方、消費税引上げの影響や、人件費の上昇や受注機会の損失

など人手不足の深刻化の影響、原油価格を含む原材料費の上昇、コスト増加分の価格転嫁の遅れ、貿易摩擦や世界経済の動向、日韓情勢の行方など不透明感が増す中、中小企業の業況感は慎重な姿勢が続く。

産業別にみると、今月の業況DIは前月に比べ、サービス業でほぼ横ばい、その他四業種で改善となった。各業種から寄せられた特徴的なコメントは以下のとおり。

【建設業】「国土強靱化計画に基づき公共工事には大型予算がつき、好況を維持している。今後は民間工事に期待しているが、米中貿易摩擦が製造業に与える影響が大きく、受注していた工場の建設工事が昨年からの延期されたままになっている。」(一般工事業)、「民間工事を中心に受注量は確保しているが、人手不足が深刻で付き合ひのある他県の業者に作業員を派遣してもらい、なんとかこなしている状態。現状以上の受注は見送らざるを得ず、売上が伸びない。また、人件費の負担が大きく、採算が取れない現場も出てきており、厳しい状況が続く。」

【製造業】「多品種少量生産のニーズにできる限り対応し、売上を維持してきたが、最近さらに小口の注文が増え、今後の対応に苦慮している。米中貿易摩擦が落ち着き始めたと思つた矢先に中東情勢が緊迫化し、冬場の消費量が多い燃料の価格高騰を懸念している。」(陶磁器製造業)、「中国向けに輸出している取引先企業の出荷量が一時の極端な落ち込みから回復したため受注が伸び、売上は改善した。しかし、中国経済の不透明さや不安定な中東情勢を踏まえると、今後、再び業績が落ち込むことも予想され、先行きに対する不安感は拭えない。」(自動車・附属品製造業)

(土木工事業)

物野菜や重量野菜などあらゆる冬野菜の生育が進み、相場価格が下落しているほか、鍋物向けを中心に引き合いが鈍く、売上が伸びない。農家も豊作貧乏の状態になっているが、しばらくこの状況が続く見込み。」(農産物卸売業)

【小売業】「二月二日から営業を開始し、福袋の販売など初売り商戦に対応した。年始から穏やかな気候に恵まれたため初詣や初売りに出かける人が多く、賑わいがあり、昨年よりも客足が好調で売上が伸びた。消費税率引上げ後の消費の冷え込みが少しづつ戻ってきた印象もある。」(化粧品小売業)、「年明けから福袋の販売とお歳暮ギフトセットの処分セールを行い、今年の福袋は軽減税率が適用される食料品を増やすなど工夫をした。暖冬の影響で冬物商材の動きが鈍く、特にコート類などの重衣料品の販売不振が続ぎ、全体としては昨年に比べ売上が落ち込んだ。」(百貨店)

【卸売業】「社員の努力もあり、特に都市部の営業所で受注が伸びたため昨年度の実績を上回る売上を記録し、採算も改善した。しかし、仕入れ先の大手製造メーカーの業績不振が続いており、今後の影響を懸念している。」(建築材料卸売業)、「平均気温が平年を上回る暖冬傾向が続いたため、葉

を中心とした観光需要は堅調だが、中国で発生した新型肺炎の影響を懸念。」(旅行業)、「日本人のスキー客は減少しているが、インバウンド需要が伸びており、単価も上昇している。しかし、記録的な雪不足により、繁忙期のスキーシーズンにも関わらず予約のキャンセルが相次いでいる。二月は昨年の一・二倍の予約が入っているが、まとまった雪が降らなければ、今後も苦戦が続くそう。」(宿泊業)

【サービス業】「規模縮小が決まったものの雪まつり等のイベントがあり、インバウンド

業況DI (前年同月比) の推移

	19年 8月	9月	10月	11月	12月	20年 1月	先行き見通し 2月~4月
全産業	▲21.0	▲20.0	▲24.1	▲26.8	▲29.4	▲26.8	▲26.9
建設	▲9.5	▲4.8	▲7.9	▲6.9	▲12.8	▲10.4	▲15.4
製造	▲23.1	▲21.1	▲25.3	▲28.5	▲35.8	▲31.1	▲30.0
卸売	▲25.2	▲30.6	▲26.9	▲29.4	▲31.4	▲28.9	▲25.5
小売	▲31.1	▲27.5	▲38.6	▲42.4	▲40.4	▲38.0	▲35.9
サービス	▲15.9	▲17.1	▲20.4	▲23.8	▲23.9	▲23.4	▲24.9

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3カ月の先行き見通しDI

中小企業のための 経営講座

企業版ふるさと納税

企業版ふるさと納税が、令和二年度税制改正で、寄附しやすい仕組みに見直され、令和六年度まで適用が延長されました。

一、制度の概要

企業版ふるさと納税は、内閣府が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合に法人税等から税額控除することができ、納税額が軽減されるものです。

寄附金額の下限は十萬円で、平成二十八年から運用されてきましたが、制度上、地方公共団体と企業の両方で活用しにくいところがあり、当初考えられていたほど、寄附額や寄附件数が伸びていませんでした。

二、制度改正の内容

そこで今年度税制改正で大幅な見直しが行われました。まず、多くの企業が利用し

てもらおうように、税額控除割合を三割から六割に引き上げられました。企業版ふるさと納税による現行の寄附の全額

損金算入による法人税等の約三割の税額軽減に寄附額の六割が税額控除になりますので、法人税等(国税+地方税)の軽減効果は、最大で寄附額の約九割ということになります。

これにより企業側のこの寄附に対するインセンティブが高まるでしょう。

三、認定手続の簡素化

これまで地方公共団体が寄附を活用する地方創生事業の個別事業ごとに地方再生計画を作成し、内閣府の認定を受けていました。その認定手続きは年三回と限定されていて、新たに個別事業に寄附を充当する場合や事業内容等を変更する場合には、その都度認定を受ける必要があったため、寄附側の企業の事情と、受け皿となる地方創生事業のミスマッチが起きていました。

今回の改正では、地方創生に資する事業であることが大枠で確認できれば、個々で認定を受けなくても、包括的な

認定で構わないとする方式に転換されました。

四、事業費確定前の寄附も受領可能に

さらに、企業が寄附したいタイミングでの寄附を可能にするため、寄附時期の制限緩和も行われています。現行制度では原則、地方創生事業の事業費が確定するまでは寄附の受領は認められませんでした。今回の改正後は、地域再生計画の認定後であっても、「寄附の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領が可能となりました。

記事協力

税理士法人TACS

代表社員・税理士 木村 聡

プロフィール

岩見沢生まれ/北海道税理士
会岩見沢支部所属



協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

令和2年度北海道支部の保険料率が変わります

令和2年度の健康保険・介護保険料率は3月分(4月納付分)から変更となります。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。※保険料額表はホームページをご覧ください。

令和2年3月分(4月納付分)から変更

①40歳以上65歳未満の加入者(被保険者)さま

令和元年度	
12.04%	
健康保険料率	介護保険料率
10.31%	1.73%



令和2年度	
12.20%	
健康保険料率	介護保険料率
10.41% (+0.10%)	1.79% (+0.06%)

②上記①以外の加入者(被保険者)さま

令和元年度	
10.31%	
健康保険料率	介護保険料率
10.31%	—



令和2年度	
10.41%	
健康保険料率	介護保険料率
10.41% (+0.10%)	—

※任意継続被保険者の方は4月分(4月10日納付期限分)から変更となります



全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

電話 011-726-0352(代表)

協会けんぽ

検索